

ポリテクセンター宮城 公共職業訓練受講生募集

- ◆実施会場 名取実習場、多賀城実習場
- ◆募集科名
【名取実習場】
NC技術科(12名)
CADものづくりサポート科(女性コース・20名)
- 【多賀城実習場】
スマートプログラミング科(10名)
- ◆訓練期間
【名取実習場】
11月17日(火)～令和3年5月13日(木)
- 【多賀城実習場】
11月17日(火)～令和3年5月14日(金)
- ◆受講料 無料(テキスト、作業服等は自己負担)
- ◆募集期間 9月14日(月)～10月27日(火)
居住地を所管するハローワークを通じて申し込みください。
- ◆選考日 11月5日(木)
- ◆その他 全コースで託児サービスを行います。
- ◆問い合わせ先 ポリテクセンター宮城訓練課
名取実習場 ☎784-2820
多賀城実習場 ☎362-2454

陸上自衛隊東北方面隊創隊60周年 記念コンサートライブ配信のお知らせ

- 陸上自衛隊東北方面隊創隊60周年記念コンサートを YouTube 東北方面隊広報チャンネルでライブ配信します。ぜひご覧ください。
- ◆配信日時 9月26日(土)
午前10時30分～正午【午前公演】
午後3時30分～5時【午後公演】
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大によっては中止する場合があります。
 - ◆問い合わせ先
陸上自衛隊東北方面隊総監部広報室
☎231-1111
(内線2373・2374)



YouTube
(東北方面隊広報チャンネル)
QRコード

情報コーナー

9月20日から26日は 「動物愛護週間」です

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めていただくため、法律により設けられたものです。
ペットは家族の一員であり、私たちに安らぎをもたらしてくれます。マナーをしっかりと守り、最後まで責任と愛情をもって飼うようにしましょう。

普通救命講習会受講者募集のお知らせ

- 黒川消防署では、心肺蘇生法をひとりでも多くの方に身につけていただき、救命率の向上を図る目的から、公募による普通救命講習会を次のとおり開催します。
- ◆日時 9月23日(水)
午後6時30分～9時30分
 - ◆場所 黒川消防署大郷出張所1階会議室
 - ◆講習内容 AEDを用いた普通救命講習(修了証有り) ガイドライン2015に基づく内容で指導
 - ◆募集人数 10名以内(先着順)
※応募多数の場合は次回以降の受講となります。また、応募少数の場合は開催を中止することがあります。その際は応募された方全員に直接ご連絡します。
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催を中止することがあります。
 - ◆申込期限 9月16日(水) 午後5時
(平日のみの受付となります)
 - ◆申込先 黒川消防本部警防課 救急係
☎345-6888



「Sマーク」をご存じですか

(安全) (清潔) (安心)
SマークのSは「Safety」「Sanitation」「Standard」標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。
厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店では店頭「Sマーク」を掲げています。
登録店は、安心、安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

- ◆問い合わせ先 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター
☎343-8763



国民年金だより

年金生活者支援給付金は3つの種類があります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
この給付金を受け取れる方は以下の条件をすべて満たされる方が対象となります。

老齢年金 年金生活者支援給付金	障害年金 年金生活者支援給付金	遺族年金 年金生活者支援給付金
給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。 ・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,300円以下である。 ※障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。 	給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金の受給者である。 ・前年の所得が4,621,000円以下である。 (条件基準額)^(※2) 4,621,000円+扶養親族×38万円 ※障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※2 扶養親族の数に応じて条件基準額が変わります。 	給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族基礎年金の受給者である。 ・前年の所得が4,621,000円以下である。 (条件基準額)^(※2) 4,621,000円+扶養親族×38万円 ※遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※2 扶養親族の数に応じて条件基準額が変わります。

◇年金生活者支援給付金を受給するにあたっての留意事項

申請時の添付書類は不要

- ・市町村提供の所得情報により支給要件の判定が行われます。
- ・支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。
- ・支給要件が満たされなくなった場合、支給は停止され「年金生活者支援給付金不該当通知書」が届きます。

給付額の改定

- ・給付額は、毎年度、物価の変動による改定(年金額の実質価値を維持するため前年の消費者物価指数の変動に応じ自動的に年金額が改定されます)があります。
- ・給付額が改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

給付金が支給されない場合

- ①日本国内に住所がないとき
 - ②年金が全額支給停止のとき
 - ③刑事施設等に拘禁されているとき
- ※①又は③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤル又は年金事務所にご相談ください。

◇ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (ナビダイヤル)

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512